

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の今後の考え方について

中野区は、平成27年10月から「妊娠・出産・子育てトータルケア事業」を開始しており、令和2年度には「とうきょうママパパ応援事業」補助金等を活用した事業を再構築したところである。

妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援をより一層推進していくため、令和3年度以降の事業の考え方について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 多胎児家庭支援事業（拡充）

多胎児家庭は、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出時の不自由等の多胎児家庭特有の困難があることから、産後ケア事業及び健診等受診時の多胎児サポーター事業を利用する際の利用者負担を軽減し、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備する。

（1）産後ケア事業

ショートステイによる休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等の支援を実施するため、利用者負担を軽減する。また、各家庭の状況に合わせて、ショートステイの利用回数を上限として、他の産後ケア事業（ショートステイ、デイケア、アウトリーチ）との組み合わせにも対応する。

（2）多胎児サポーター事業

健診や母子保健事業の参加にあたり、移動補助として多胎児サポーター事業を利用する際の利用者負担を軽減する。

2 父親等向け事業（拡充）

母親の子育てに対する負担の軽減や孤立感を解消するため、父親等向けの栄養講習会を妊娠・出産・子育てトータルケア事業に位置付け、男性の育児参画支援を推進する。